

令和2年度 亀岡市地域密着型サービス運営委員会及び
亀岡市地域包括支援センター運営協議会 会議録（概要版）
（第3回会議）

1. 日時

令和3年2月12日（金） 14:00～15:30

2. 場所

亀岡市役所 別館3階 会議室

3. 会議次第

- 1 開会
- 2 報告事項
 - (1) 地域密着型サービス運営委員会
 - ア 令和2年度亀岡市地域密着型サービス事業者の指定・指導について
 - イ 令和2年度亀岡市地域密着型サービス事業者の整備について
 - (2) 亀岡市地域包括支援センター運営協議会
 - ア 亀岡市地域包括支援センター上半期活動報告について
 - イ 中部地域包括支援センターの設置について
- 3 協議事項
 - (1) 亀岡市地域包括支援センター運営方針（案）について
（令和3年度版）
- 4 閉会

4. 配布資料

- ・資料1 令和2年度亀岡市地域密着型サービス事業者の指定・指導について
- ・資料2 令和2年度亀岡市地域密着型サービス事業者の整備について
- ・資料3 亀岡市地域包括支援センター上半期活動報告について
- ・資料4 亀岡市地域包括支援センター運営方針（案）について
（令和3年度版）
- ・当日資料 中部地域包括支援センターの設置について

5. 出席者（敬称略）

< 委員 >

構成区分	団体名他	氏名（敬称略）
①学識経験者	佛教大学 教授	おかざき ゆうじ 岡崎 祐司

①学識経験者	京都先端科学大学 特任教授	よしなか やすこ 吉中 康子
②保健、医療及び福祉関係者	亀岡市医師会 理事	ひらおか さとし 平岡 聡
②保健、医療及び福祉関係者	亀岡市薬剤師会 代表	にしがみ のりこ 西上 敬子
②保健、医療及び福祉関係者	亀岡市歯科医師会 副会長	とおさか ゆたか 遠坂 豊
②保健、医療及び福祉関係者	京都府南丹保健所 企画調整課長	しかた けいこ 四方 啓子
③介護保険サービス事業者及び居宅 介護支援事業者	亀岡市ケアマネジャー連絡会 会長	やまうち くいにこ 山内 邦彦
③介護保険サービス事業者及び居宅 介護支援事業者	亀岡市社会福祉協議会 介護事業課老人介護支援センターセンター長	くらた だいすけ 倉田 大輔
④介護保険の被保険者及び 介護保険サービスの利用者	第1号被保険者	うえだ よしてる 上田 義照
④介護保険の被保険者及び 介護保険サービスの利用者	第2号被保険者 (亀岡市生活支援コーディネーター)	てらまち あきこ 寺町 亜希子
⑤その他本会で必要と認められる者	井上合同事務所 司法書士	うえだ くみこ 上田 具美子
⑤その他本会で必要と認められる者	亀岡市自治会連合会 幹事	たけおか さとし 竹岡 敏
⑤その他本会で必要と認められる者	亀岡市老人クラブ連合会 副会長	いずた とうきちろう 伊豆田 藤吉郎
⑤その他本会で必要と認められる者	亀岡市民生委員児童委員協議会 副会長	なかざわ たけし 中澤 猛
⑤その他本会で必要と認められる者	特定非営利活動法人 NPO 亀岡人権交流センター 事務局長	ともなが まや 友永 まや

<事務局>

- ・ 亀岡市 健康福祉部 高齢福祉課
- ・ 亀岡市地域包括支援センター代表：篠地域包括支援センター 松本 善則
西部地域包括支援センター 松田 裕子

6. 主な協議内容

- (事務局) 【開会】
(健康福祉部長) 【開会挨拶】

(会長)

それでは議事に入らせていただきます。

次第2 報告事項をお願いします。

2 報告事項 (1) - ア 令和2年度亀岡市地域密着型サービス事業者の指定・指導について
- イ 令和2年度亀岡市地域密着型サービス事業者の整備について

(事務局資料説明) 資料1、2

【質疑応答】

(会長)

只今の報告について、質問、確認事項がありますか。

実地指導の「○」が付いている9カ所は、今回予定していたがコロナ禍により実施できなかったところで、次年度実施予定ということではよろしかったでしょうか。

(事務局)

そうです。

(会長)

つまり、一か所のみ実地指導を行ったということですね。それでは、地域密着型サービス運営委員会の報告は承ったということにしたいと思います。次は(2)地域包括支援センター運営協議会になります。

2 報告事項 (2) - ア 亀岡市地域包括支援センター上半期活動報告について
(2) - イ 中部地域包括支援センターの設置について

(事務局資料説明) 資料3、当日資料

【質疑応答】

(会長)

只今の地域包括支援センターの上半期活動報告においては、コロナ禍で地域活動が制限される中で動いておられる苦労がわかりました。もう少し具体的な活動内容の報告等を包括から補足をいただければと思います。

(篠包括)

今回、我々も緊急事態宣言が初めてですので、職員を2チームに分けて、チーム同士が顔を合わせないように、隔週で在宅勤務を行いました。ケース対応となると、自宅から直行直帰で対応を行っていました。

また、通所系サービスは利用を控える対象者が複数おられ、それによる様々な影響として高齢者の閉じこもりが進んでしまう等について危惧していましたが、今のところ大きなマイナス

の変化は感じていません。これから先、影響が出てくるのではないかとということで、気を緩めてはいけなから考えながら仕事をしています。

相談件数についてですが、年度当初は新規利用者の相談件数が減った時期もありましたが、春の緊急事態宣言解除後に爆発的に相談件数が増えるといった大きな混乱もなく、自然増も含めて右肩上がりの印象で日々動いています。

(西部包括)

当方は緊急事態宣言が発令されてから感染対策には十分配慮しつつ、訪問時間の短縮や通常の感染対策をしながらの対応をしてきました。高齢の方なので皆さん外出を控えることが多くなり、下肢筋力の低下につながり、要支援の状態を飛び越えて要介護になられていくケースが当方の圏域では目立っているところです。要支援になられた方も機能訓練という形のリハビリをデイサービスで希望する方が増えています。

(会長)

有難うございます。コロナ禍でも困難ケース等に訪問対応したとありますが、実際訪問等は行っておられましたか。

(西部包括)

ケース対応については、訪問するケースと訪問せず電話対応のケースとがありました。

(会長)

民生委員さんは、コロナ禍における活動はどうされておりましたか。

(委員)

緊急事態宣言が出た時点で活動の制限をかけてきましたが、感染症対策の下、一定の距離を置きながら訪問してきた経過があります。各地域での毎月1回の定例会も、今までは定例会中に研修会を取り入れておりましたが、研修会を中止し報告事項のみで終了するように開催しました。

(会長)

有難うございます。地域の中で本当にご苦労があったと思います。今の報告についてご意見、ご質問等がありますか。では協議事項、来年度の地域包括支援センター運営方針案について報告いただきまして、委員の皆様から意見をうかがいたいと思います。

3 協議事項 (1) 亀岡市地域包括支援センター運営方針(案)について

(事務局資料説明) 資料4

【質疑応答】

(会長)

58頁「相談事例の終結条件」の別添がありますが、「終結条件」を設定する意図を説明していただけますか。

(事務局)

平成30年度に厚生労働省から「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」、通知文が出されており、その中で総合相談支援業務の中の終結条件をセンターと協議の上で定めるということが、明記されています。この終結条件を定めることにより、センター内における相談業務の適切な進捗管理を行い、途中で相談業務が停止していたり、終結ができていないという混乱がおこらないように終結条件を設定し、進捗管理を行う必要がある為、今回運営方針に挙げさせていただいています。

(会長)

ケースを途中でチェックし、終結することが目的ではなく、ケース自体をきっちり評価し、終結あるいは継続するかを明確にするシステムですね。

(事務局)

そうです。

(会長)

わかりました。他にありますか。

(委員)

令和2年8月18日の第1回亀岡市地域包括支援センター運営協議会の議事録に、つつじヶ丘地域包括支援センターのサブセンターとして中部地域包括支援センターを設置することが活字になっています。先程の説明ではこの件について全く触れていませんが、メインセンター、サブセンターの話はどうなったのですか。

また、前回基幹型センターについて資料を差し替えて説明をしていただいたが、基幹型センターについて全く活字になっていません。説明をお願いします。

(会長)

まず一点目、中部地域包括支援センターの位置づけの変更について、いかがでしょうか。

(事務局)

令和2年8月18日に実施しました、第1回亀岡市地域包括支援センター運営協議会において、メインセンター及びサブセンターの文言を提示させていただいております。

その後、中部地域包括支援センターの受託先を一般公募で募集するという方向性になり、10月16日に第2回地域包括支援センター運営協議会において報告させていただきました。

公募は、9月18日から10月15日に中部地域包括支援センターの募集を行いました。しかし、応募がなかったことから、第2回運営協議会においてその旨を報告し、中部地域包括支援センターを受託可能な法人に委託するという合意をいただきました。その後、地域福祉の推進を図ることを主目的とした法人と協議を図ってきたところです。以上の経過から、メインセンター・サブセンターという方向性は、10月時点ではすでになく、中部地域包括センターを1つの地域包括支援センターとして設置するという合意をいただいております。受託法人が決定したのが、先程説明いたしました、11月11日に法人内で議決があり受託いただけることとなった為、今回報告事項として説明を行いました。

(委員)

サブセンターはもともとどのようなものと考えておられたのですか。どこに頼むつもりだったのですか。

(会長)

8月18日の第1回運営協議会の議事録はどのような記載になっていましたか。設置についてのこれまでの経過をきっちり文章化しないといけないということだと思いますが。

(委員)

8月18日の運営協議会議事録の4頁「サブセンターは、メインであるつつじヶ丘地域包括支援センターの一端として運用することになります。今まで受託していたメインセンターの援助を受けることで地域包括支援センターの立ち上げ及び地域のスムーズな運用につながると考えます。」と書かれています。

(事務局)

8月18日の運営協議会においては、メインセンター・サブセンターの説明を確かにさせていただきましたが、協議会の中で、サブセンターではなく中部地域包括支援センターを1つの地域包括支援センターとして設置してほしいという意見を委員の皆様からいただいた為、その後一般公募を行いました。

(委員)

サブセンターという話がなくなったという文章がどこに書かれていますか。

(事務局)

9月15日付高齢福祉課長から各運営協議会委員様宛での通知文を読ませていただきます。「令和3年度中部地域包括支援センター選定方法の説明内容の変更について」「事務局として再度検討を行い、令和3年度中部地域包括支援センターについては、下記のとおり募集を行う方向に変更させて頂くことといたしました。」

変更前としましては、中部地域包括支援センターを随意契約による選定という形から、市内

事業者の募集という形に変更をいたしました。

変更理由としまして、「(8月18日の第1回)地域包括支援センター運営協議会において『中部地域包括支援センターの安定した配置を先ず進める必要がある。』との意見を踏まえ、中部圏域への配置はサブセンターによる配置ではなく、従来の地域包括支援センターとしての配置が望ましいと判断したため。」と明記しております。

また、基幹型センターについては、同通知において「第8期介護保険事業計画期間中(令和3年度から令和5年度)に地域包括支援センターの後方支援としての立ち上げを目指し、引き続き検討いたします。」という内容で、各委員に通知をさせていただきました。

その後、10月15日に第2回の運営協議会を開催し、受託法人は決まっていませんでしたが、地域福祉を推進していただける法人と委託について協議するという事で承認をいただいたという経過です。

(委員)

分かりました。運営方針の中になぜ基幹型センターが明記されていないのですか。

(会長)

これまでの詳細な経過記録を書きおくことが必要であると思います。基幹型センターのことですが、これは第8期亀岡市介護保険事業計画で基幹型センターの設置を目指すと書いてあるのですね。

(事務局)

令和3年度の運営方針につきましては、第8期の初年度としての取り組みを書いています。内容につきましては、53頁「5 組織・運営体制」「(1) 亀岡市地域包括支援センターの配置圏域」の下から2行目「今後より多様化、複雑化するニーズに対応するため、全地域包括支援センターを統括する基幹型地域包括支援センターの設置について検討を行います。」とあり、令和3年度は検討を始める段階であります。第8期介護保険事業計画の期間中に、設置を目指します。

(委員)

第8期介護保険事業計画中に作るということですね。

(事務局)

第8期は令和3～5年度になります。今回協議をいただいている内容は、第8期計画中の令和3年度版です。運営方針は毎年更新していきますので、令和3年度は検討を始める段階として書かせていただいております。少なくとも令和5年度を目標に、地域包括支援センターの後方支援ができる基幹型センターを検討していくということです。

(委員)

そうであれば、56頁「7 第8期での目標」に書けばよいのではないですか。

(事務局)

他の委員の皆さんの意見を聞きながら検討していきたいと思いますが、皆さんに伺ってよろしいでしょうか。

(委員)

私も是非書いていただければよいと思います。基幹型センターと地域包括支援センターの業務のすみわけ、どのような業務を分掌されるかについて、どこが検討されるのか聞かせてください。

(会長)

第8期計画にも書いてあるわけですね。どのような記載になっているか教えてください。

(事務局)

第8期計画の中ですが、「地域包括ケアシステムの強化」の中に入れているのですが、「第8期計画においては、今後多様化、複雑化する地域ニーズに対応するため、全地域包括支援センターを統括する基幹型地域包括センター及び権利擁護業務や認知症支援などの専門性を強化した機能強化型地域包括支援センターの設置について検討を行います。」と明記しており、運営方針に反映しています。委員の質問についてですが、どこが検討するかについては、運営協議会でどのような形が望ましいかご意見を頂戴出来ればと思います。

(委員)

基幹型センターを作られる時に、成年後見の中核機関との連携についても合わせて考えていただければと思いますのでよろしくお願いします。

(会長)

上半期活動報告の中にもそのような体制が必要であると書いてあるのですが、運営協議会からの要望ですが、亀岡市としても権利擁護の中核的なセンターが是非必要であると思います。

(委員)

私からは、上半期の活動報告書と運営方針について質問させていただきます。

一つ目は、上半期活動報告書の14頁、亀岡地域包括支援センターの赤字部分のとおり、医療従事者や福祉の最前線で取り組んでくださっているエッセンシャルワーカーに対して、身体的精神的ストレスが増大していることが明確であると記載されています。地域包括支援センターを担ってくださる職員の方は、明確な使命感とプロとしての自覚をもってこの業務にあたってくださいっていると痛感しています。運営協議会の委員の一人としても、亀岡市の地域福祉、

高齢福祉を担っていただいているプロフェッショナルなケアの集団やそういう方たちについてのケアを、どのように取り組むべきなのかを皆さんと協議できればうれしいと思います。運営方針の中にも、56頁「8基本的な考え方及び理念」「(1) 地域包括ケアシステムの推進」の中にある、センター職員はセンターの研修に参加しますと明記されています。どのような研修がケアをする側の職員の方たちには有効なのか、様々なご意見を伺いたいです。

もう一点は、権利擁護の業務の中にも様々な項目があり、上半期活動報告書では、権利擁護業務の中の人権侵害についての記載がある包括と記載がない包括がありました。差別被害に対する明確な相談対応がいかにあるべきかをしっかり伝えていく必要があると思います。その中で、運営方針の59頁「権利擁護業務」「ウ 人権侵害事象への対応」では、人権侵害が被害であるということが文言として、書かれていません。

日本国憲法にもあるように、「高齢者が年齢や障がいの有無にかかわらず」という文言だけではなく、性別や出身地域等、それぞれの出自に関わる人権侵害や、今であればコロナ禍における医療従事者への差別や偏見事象等についても、明確に書いていただくような時代がきていると思いますので、皆様のご意見をいただきたいと思います。

(会長)

大きく3点意見をいただきましたが、人権の部分は59頁「ウ 人権侵害事象への対応」の記載をもう少し強化するということと、権利擁護といっても業務的、制度的または理念的な意味が混在しています。権利擁護の中の説明か理念のところの人権侵害の問題を明記したほうがよい、人権侵害対応も具体的に項目を例示した方がよいということですか。

(委員)

各地域包括支援センターから、事象が発生した場合に具体的な報告を受ける亀岡市が、支援方法等を具体的に明確に書いていただけると、地域包括支援センターの活動も実を結ぶのではないかと思います。

(会長)

59頁「ウ 人権侵害事象への対応」で、「事象改善に向けて取り組むこととします」と書いてあるが分かりにくいと思います。相談支援の中身なので、もう少し書き方の工夫が必要であると思います。

職員を守って行く、ケアしていくという旨の方針については、地域包括支援センターの運営方針ですので、基幹型センターの明記の件も含めて、書き方の整理が必要かと思います。

(委員)

今年度、大変な中で地域包括支援センター業務にあたっていただいたことに感謝申し上げます。基幹型センターにおいては、ニーズが高まっており、是非検討していただきたいことだと思います。

地域包括ケアシステムの構築は、住み慣れた地域で最期まで安全・安心で、健康に生活して

いくということだと思います。私は生活支援コーディネーターをしておりますが、亀岡市社会福祉協議会、民生委員や自治会長、社会福祉士等と「住民同士による支え合い助け合いのまちづくり」を行う生活支援体制整備事業に取り組んでいます。2月に全戸回覧しましたが、「みんなが作るみんなのまち・ともいきさん」という取り組みを始めました。これから調整は必要となりますが、資料60頁「(9)生活支援体制整備事業への参画」ア、イ、にも書いてあります、それぞれの地域資源、地域カルテを活用しながら、様々な高齢化の課題解決の一つになるような形にしていきたいと思っています。困難ケースや外からは見えないが重層的な課題を抱えているケースがあるということも、活動を通じて見えつつあります。そういう時に地域で活動しているメンバーと医療・介護現場との情報共有が必要で、様々なツールを使いながらビジョンを共有し、方向性の確認をコロナ禍であるからこそ行っていないといけないと思っています。

第8期介護保険事業計画は、風通しのよい形での基幹型センターを設置し、コアのところをしっかりと担っていただき連携ができると、生活支援コーディネーターやNPO、包括などいろいろな領域で各種関係機関が地域連携を図りながら、亀岡市ワンチームでできればよりよいと思います。

(委員)

今後、高齢者数も増え、困っている方も増えていくことが予想されます。困っている方は多重的な問題をかかえておられる方が多いので、行政、弁護士、介護予防する人だけでなく、みんなで支え合う体制づくりが必要であると思います。そういう体制づくりをするためには、基幹型センターは今後必要だと思います。基幹型センターができれば、お互いにアイデア等を出し合え、情報共有ができ、他機関等と連携し、地域で支え合うシステムづくりが出来ると思います。

亀岡市は素晴らしい人材や既存組織があると思いますので、助け合いができるような地域づくりを通して、亀岡市が提案できることになればよいと思います。地域包括支援センターの運営方針は、具体的に言葉として見える化されている方が、支援もやり易いと思います。新しい問題もきちんと具体的に言葉にしていくという運営方針を作ればと思います。

(委員)

最初に、中部地域包括支援センターを亀岡市社会福祉協議会に受託いただけることは、大変有難いことかと思っています。

7圏域7包括を継続していくためにも、基幹型センターを早い段階で設置していただいて後方支援をすることが大事だと思っています。運営方針の説明では、第8期計画期間中に基幹型センターを設置するということでしたが、第8期の3年目に設置できればよいということではなく、早い段階で基幹型センターを作ることによって今ある包括の下支えをしていただきたいと思います。当初のサブセンターから方向性を変更し、中部包括は1つの地域包括支援センターとして機能することとなると思いますので、今後きちんと後方支援がいただけるのかどうかを懸念しております。この体制を維持していくためにも、今の包括を後方支援できるように、

基幹型センターの迅速な設置を願いたいと思います。

(会長)

有難うございます。他にいかがでしょうか。

(委員)

運営方針56頁「8 基本的な考え方及び理念、(1)地域包括ケアシステムの推進、カ」と60頁「9 業務推進の方針、(7)」について、文言が不整合になっているところがあります。

亀岡市の既存の法人やボランティア、各種団体を含めての法人格を持っているところがNPO法人として地域福祉の中で活動しているので、出来れば理念に文言を合わせていただくということ、理念には「自治会」の文言がなかったので付け加えていただければと思います。

(会長)

文言の整合性の問題ですね。基幹型センターが重要であるということは、この場でかなり共通認識になっている為、設置を目指していくということは、もう少し明確に書く必要があるかと思えます。しかし、「7 第8期での目標」はセンターとしての目標なので、明記する位置は検討いただかなければなりません。

また、「8 基本的な考え方及び理念」の中に、具体的業務の項目が混在している為、委員が言われた点である人権の在り方も含めて、修正をしていく必要があると思えます。

今日ここでこの文言を一から作り直すことはできないので、委員から意見をいただいて、私と事務局で練り直しをさせていただくということによろしいですか。今年度は、これが最後の運営協議会ですので、再度練り直し後、各委員に送付させていただくということによろしいか。ではそのような処理をさせていただきます。その他事務局から何かありますか。それではこれで会議を終了致します。

(事務局)

委員の皆様、非常に熱心に審議をいただき有難うございました。

【閉会】

(15:30終了)